弘前地区消防事務組合地球温暖化対策実行計画
（事務事業編）

令和８年４月

弘前地区消防事務組合

■目次

1. はじめに ……1
2. 背景 ……2
（1） 気候変動の影響 ……2
（2） 地球温暖化対策を巡る国際的な動向 ……2
（3） 地球温暖化対策を巡る国内の動向 ……2
3. 基本的事項……4
（1） 目的 ……4
（2） 対象とする範囲 ……4
（3） 対象とする温室効果ガス ……4
（4） 計画期間……5
（5） 上位計画及び関連計画との位置付け ……5
4. 温室効果ガスの排出状況 ……6
（1） 「温室効果ガス総排出量」 ……6
（2） 「施設別排出状況」 ……6
（3） 「エネルギー種別排出状況」 ……7
5. 温室効果ガスの排出削減目標……8
（1） 目標設定の考え方 ……8
（2） 配慮すべき事項 ……8
（3） 温室効果ガスの削減目標 ……8
6. 目標達成に向けた取組 ……9
（1） 取組の基本方針 ……9
（2） 具体的な取組内容 ……9
7. 進捗管理体制と進捗状況の公表…… 11
（1） 推進体制…… 11
（2） 点検・評価・見直し体制 …… 11
（3） 進捗状況の公表 …… 11

1．はじめに

このたび、2030（令和 12）年度までの弘前地区消防事務組合の事務事業にかかる温暖化対策について定めた「弘前地区消防事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定いたしました。

世界に目を向けると、大規模な山火事の発生や干ばつの発生など、地球温暖化による気候変動の影響が大きくなっています。また、弘前地区消防事務組合管内においても、極端な大雨とそれに伴う洪水被害、最高気温の大幅上昇による熱中症患者の増加など、地球温暖化による影響を実感することが増えてきました。

国では 2050（令和 32）年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030（令和 12）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくこと、また、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。また、青森県においても、2050（令和 32）年温室効果ガス排出実質ゼロを表明し、カーボンニュートラルの実現に向けた取組が進められています。

弘前地区消防事務組合においては、2021（令和３）年１月に弘前地区消防事務組合第１次中長期計画を策定し、温暖化対策について鋭意取組を進めていくこととしているところであり、ゼロカーボン社会の実現を見据えて、職員一丸となり本計画を着実に進めてまいります。

2026（令和 8）年４月

2. 背景

(1) 気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。

2021（令和 3）年８月には、IPCC 第６次評価報告書第１作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。

個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

(2) 地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015（平成 27）年 11 月から 12 月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21 が開催され、京都議定書以来 18 年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。

合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げたほか、附属書Ⅰ国（いわゆる先進国）と非附属書Ⅰ国（いわゆる途上国）という附属書に基づく固定された二分論を超えた全ての国の参加、5 年ごとに貢献（nationally determined contribution）を提出・更新する仕組み、適応計画プロセスや行動の実施等を規定しており、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018 （平成 30）年に公表された IPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、２℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2 排出量を 2050 （令和 32）年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050（令和 32） 年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

(3) 地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020（令和 2）年 10 月、我が国は、2050（令和 32）年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050（令和 32）年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。翌 2021（令和 3）年 4 月、地球温暖化対策推進本部において、2030（令和 12）年度の温室効果ガスの削減目標を 2013（平成 25）年度比 46%削減することとし、さらに、50%の高みに向けて、挑戦を続けていく旨が公表されました。

また、2021（令和３）年６月に公布された地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第 54 号）では、2050（令和 32）年までの脱炭素社会の実現を基本理念として法律に位置付け、区域施策編に関する施策目標の追加や、地域脱炭素化促進事業に関する規定が新たに追加されました。政策の方向性や継続性を明確に示すことで、国民、地方公共団体、事業者等に対し予見可能性を与え、取組やイノベーションを促すことを狙い、市町村においても区域施策編を策定するよう努めるものとされています。

さらに、2021（令和 3）年 6 月、国・地方脱炭素実現会議 において「地域脱炭素ロードマップ」が決定されました。脱炭素化の基盤となる重点施策（屋根置きなど自家消費型の太陽光発電、公共施設など業務ビル等における徹底した省エネと再エネ電気調達と更新や改修時の ZEB 化誘導、ゼロカーボン・ドライブ等）を全国津々浦々で実施する、といったこと等が位置付けられています。

2025（令和 7）年 2 月には、新たな地球温暖化対策計画の閣議決定がなされ、2050（令和 32）年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030（令和 12）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度から 46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035（令和 17）年度、2040（令和 22）年度において、温室効果ガスを 2013（平成 25）年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指す」という新たな削減目標が位置付けられました。同計画においては、二酸化炭素以外の温室効果ガスの削減を含め、各目標の実現に向けた対策・施策を記載し、地球温暖化対策の推進に向けた地方公共団体の役割や、特に都道府県に期待される事項についても明記されています。

同じく 2025（令和 7）年２月には、政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（政府実行計画）の改定も行われました。温室効果ガス排出削減目標をこれまでの 2030（令和 12）年度までに 50%削減（2013（平成 25）年度比）に加え、2035（令和 17）年度までに 65%削減、2040（令和 22）年度までに 79%削減することも目標として新たに掲げられ、その目標達成に向け、引き続き太陽光発電の導入、新築建築物の ZEB 化、電動車の導入、LED 照明の導入、再生可能エネルギー電力調達等について、政府自らが率先して実行する方針が示されました。

このような状況を踏まえ、弘前地区消防事務組合（以下「当事務組合」という。）では、2026（令和 8）年度を始期とした弘前地区消防事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定し、今後温室効果ガス排出量の削減に向けさまざまな取り組みを行い、地球温暖化の防止に向けた対策を推進していきます。

3. 基本的事項

(1) 目的

弘前地区消防事務組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「実行計画」といいます。）は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」といいます。）第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、当事務組合が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

(2) 対象とする範囲

実行計画の対象範囲は、当事務組合の全ての事務事業とし、対象施設は次のとおりとします。

施　設　名	所　在　地
消防本部・弘前消防署	弘前市大字本町 2 番地 1
藤代分署	弘前市大字石渡三丁目 6 番地 3
西北分署	弘前市大字小友字神原 371 番地 2
西分署	弘前市大字鳥井野字宮本 301 番地 2
目屋分署	中津軽郡西目屋村大字田代字神田 56 番地
東消防署	弘前市大字城東中央五丁目 6 番地 11
松原分署	弘前市大字松原西三丁目 2 番地 4
南分署	南津軽郡大鰐町大字蔵館字金坂 57 番地 1
北分署	南津軽郡藤崎町大字藤崎字中豊田 7 番地 3
桝形救急ステーション	弘前市大字豊原一丁目 3 番地 9
黒石消防署	黒石市追子野木一丁目 576 番地
山形分署	黒石市大字上山形字村岸 9 番地 2
田舎館分署	南津軽郡田舎館村大字八反田字古舘 206 番地 1
平川消防署	平川市平田森前田 331 番地
碇ヶ関分署	平川市碇ヶ関湯向川添 31 番地 9
板柳消防署	北津軽郡板柳町大字福野田字増田 60 番地 6

(3) 対象とする温室効果ガス

実行計画が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO_2）のみとします。

（4）計画期間

実行計画が対象とする計画期間については、2030（令和 12）年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、策定年度である 2026（令和 8）年度から 2030（令和 12）年度末までを計画期間とします。

項　目	年　度						
	2013	・・・	2026	2027	2028	2029	2030
期間中の事項	基準年度		策定年度 計画開始				目標年度
計画期間			→	→	→	→	→

図 1　計画期間のイメージ

（5）上位計画及び関連計画との位置付け

実行計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編）として策定します。また、地球温暖化対策計画及び弘前地区消防事務組合中長期計画に即して策定するほか、弘前地区消防事務組合消防施設総合管理計画等、関連する計画との連携を図ります。

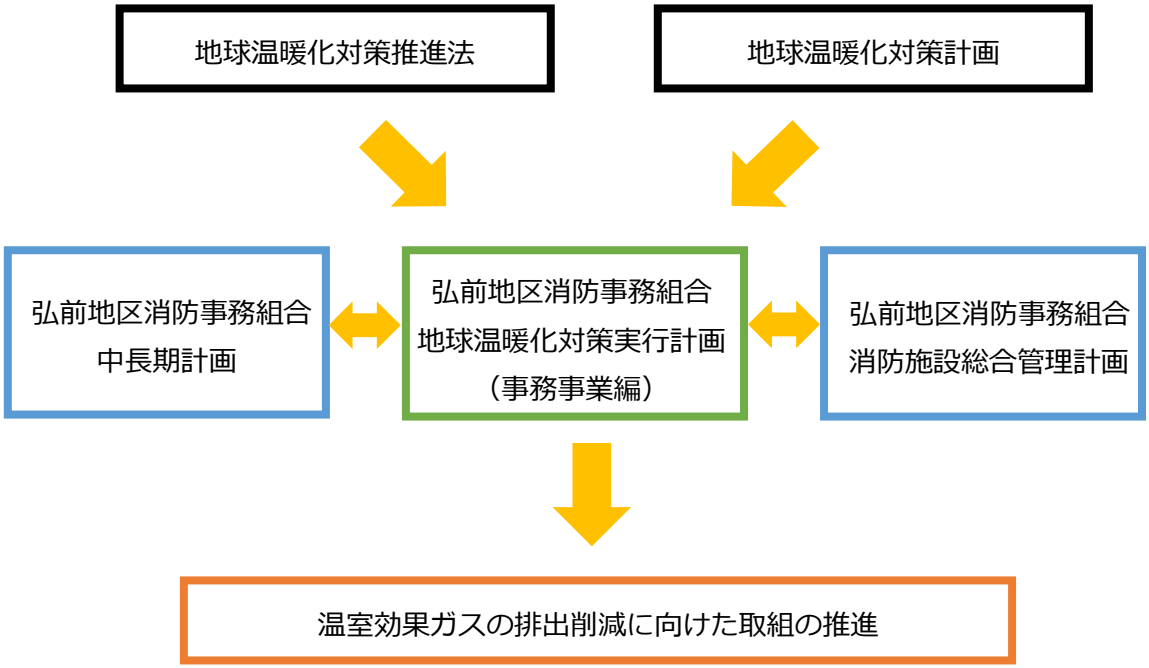


図 2　実行計画の位置付け

4. 温室効果ガスの排出状況

(1) 「温室効果ガス総排出量」

当事務組合の事務事業に伴う温室効果ガス総排出量は、基準年度である 2013（平成 25）年度において 1,612.6t-CO_2 となっており、近年は増加傾向から一転、減少に転じています。

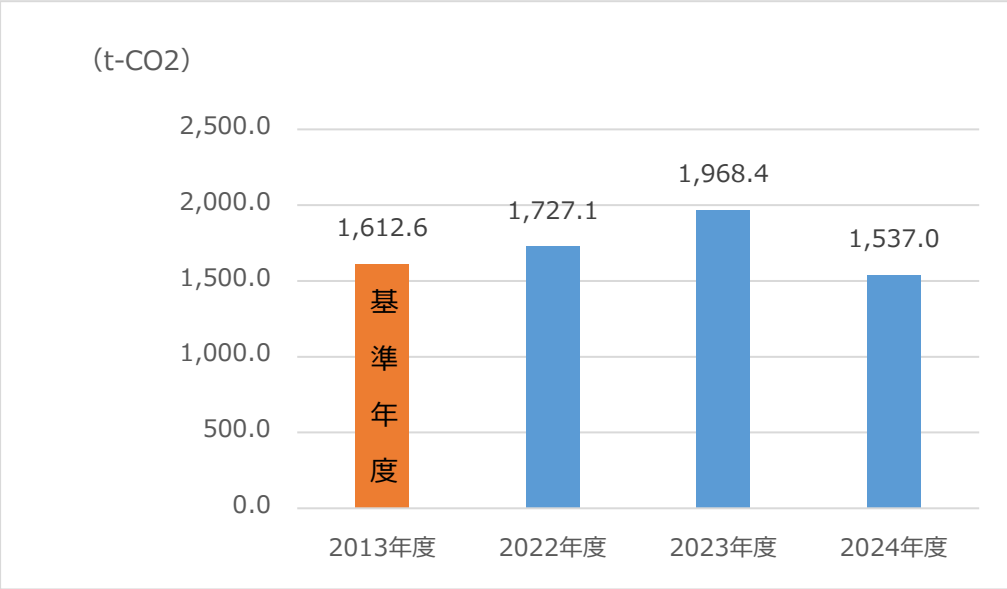


図 3　当事務組合の事務事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

(2) 「施設別排出状況」

施設別では、消防本部・弘前消防署が全体の 37%を占め、次いで黒石消防署 18%、平川消防署 10%となっています。

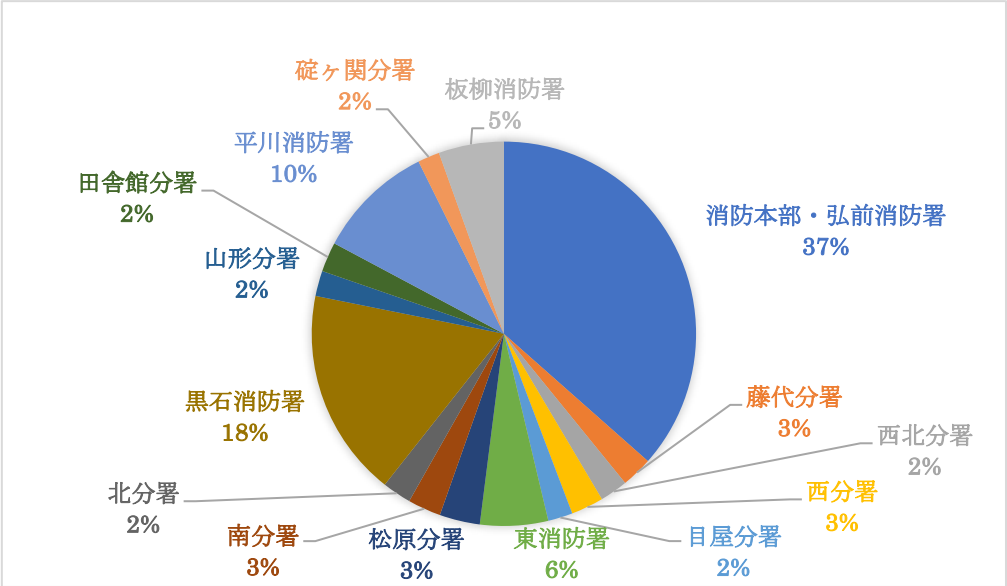


図 4　施設別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013（平成 25）年度）

(3) 「エネルギー種別排出状況」

また、エネルギー種別では、電気が全体の 43%を占め、次いで A 重油 28%、灯油 12%となっています。

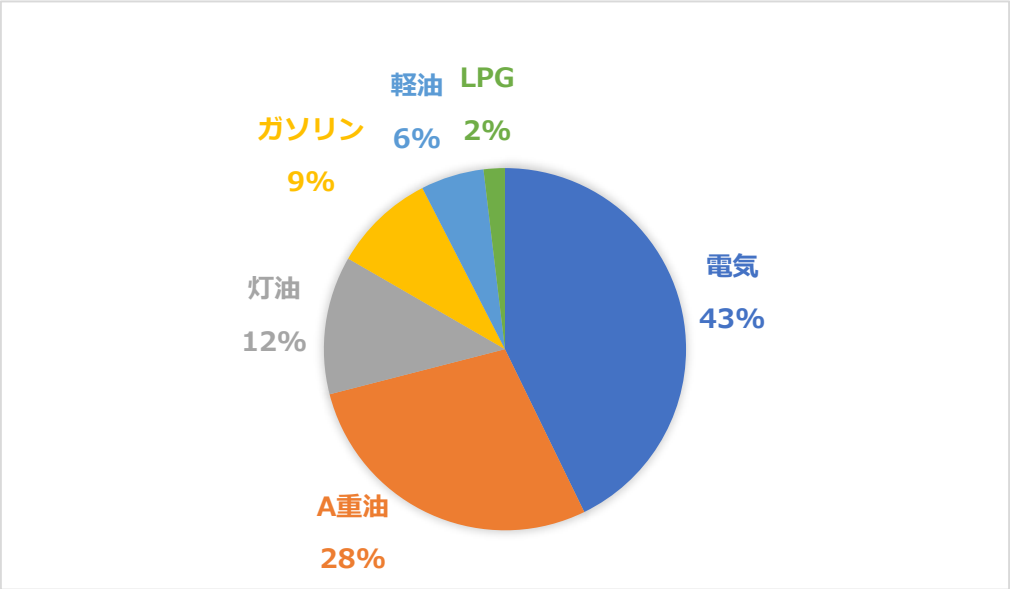


図 5　エネルギー種別の「温室効果ガス総排出量」の割合（2013（平成 25）年度）

5. 温室効果ガスの排出削減目標

(1) 目標設定の考え方

2030（令和 12）年までの目標達成に向けて取組を進めていくことを踏まえ、当事務組合の事務事業に伴う温室効果ガスの排出削減目標を設定します。

(2) 配慮すべき事項

当事務組合は消防機関という特殊性から、ガソリンと軽油はすべて、車両と資機材の燃料として使用され、消防法第１条の目的（以下「目的」という。）のためには欠くことができないものです。火災や災害、救急事案の発生件数や活動時間等については当事務組合の意図しない範疇であること、目的のためには訓練や日常業務を削減することができないことから、ガソリンと軽油に由来する温室効果ガスについては、温室効果ガス排出量削減の算定対象からは基本的に除外するものとします。ただし、後述記載の温室効果ガス削減に向けた各種取り組みには努めることとします。

(3) 温室効果ガスの削減目標

目標年度（2030（令和 12）年度）に、基準年度（2013（平成 25）年度）比で 51%削減することを目標とします。なお、前述のとおり、ガソリンと軽油に由来する温室効果ガスについては除外した数値となっています。

表 1　温室効果ガスの削減目標

項　目	基準年度（2013 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	1,374.4t-CO_2	673.3t-CO_2
削減率	–	51%

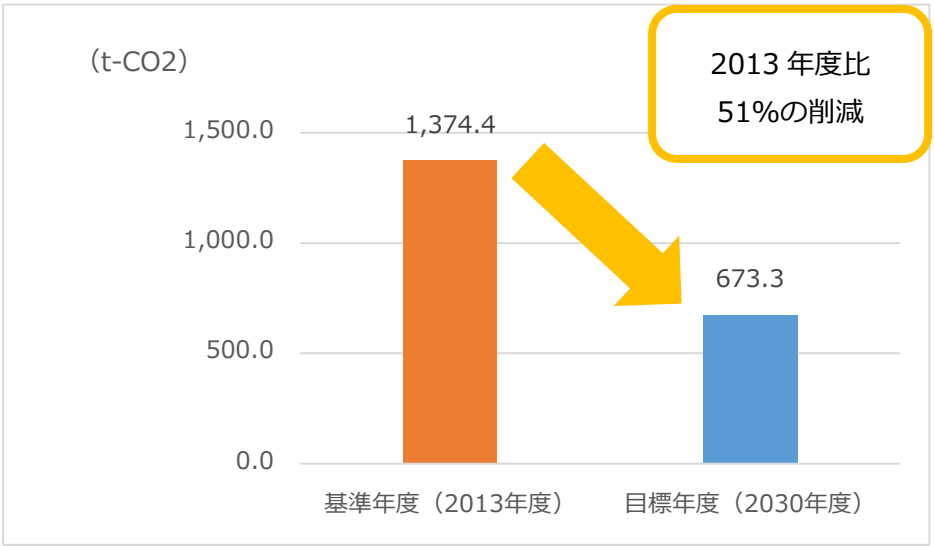


図 6　温室効果ガスの削減目標

6．目標達成に向けた取組

（1）取組の基本方針

当事務組合では、温室効果ガスの排出要因に占める割合が最も大きい電気使用量を削減するため「LED 照明の導入」に重点的に取り組み、その他の排出要因についても、可能な限り削減に努めます。

（2）具体的な取組内容

① LED 照明の導入

消費電力の少ない LED 照明の導入を推進します。

・ 施設内照明の LED 化を進め、2030（令和 12）年度までに LED 化率 100%を目指します。

② 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

・ ボイラーや燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。

・ 空調機器のフィルター類の清掃頻度を上げるなど、送風効率を向上させます。

③ 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

・ 施設の利用実態に合わせて、施設エネルギー使用の合理化が図れる設備の導入を検討します。

・ 高効率ヒートポンプ、高効率変圧器など省エネルギー型設備への更新を進めます。

④ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（いわゆるグリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（いわゆる環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

・ 環境への負荷の低減に資する物品等の調達を進めます。

・ 公用車を更新する際には、電動車（EV・FCV・PHEV・HV）の導入を検討し、電動車によらない場合でも低燃費車の導入に努めます。

⑤ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギー導入の検討を推進し、温室効果ガス排出量の削減に努めます。

・　2030（令和 12）年度までに再生可能エネルギー導入の検討の推進に努めます。
・　庁舎建設の際には、太陽光発電の導入を検討します。

⑥　職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

・　不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
・　空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
・　公用車を利用する際には相乗りするなど、効率的な利用を図るとともに、運転に際してはエコドライブを実践します。
・　用紙の節減や、節水、ゴミの減量に取り組みます。
・　Web 会議システムの積極的な活用を進めます。
・　計画的な定時退庁の実施により超過勤務を縮減します。
・　事務の見直しによる夜間残業の削減や、有給休暇の計画的消化を推進します。

7. 進捗管理体制と進捗状況の公表

(1) 推進体制

当事務組合では、職員が一丸となって、光熱水費等の削減を図ることをはじめ、温室効果ガスの削減に向けた行動を積極的に推進します。

実行計画の実施状況を把握するために、各施設の各エネルギーの使用量等の調査を行い、温室効果ガスの排出量を算定します。その結果を全職員にフィードバックし、温室効果ガスの効果的な削減に向けた取組を継続して行います。

(2) 点検・評価・見直し体制

実行計画は、Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の 4 段階を繰り返すことによって点検・評価・見直しを行います。また、毎年の取組に対する PDCA を繰り返すとともに、実行計画の見直しに向けた PDCA を推進します。

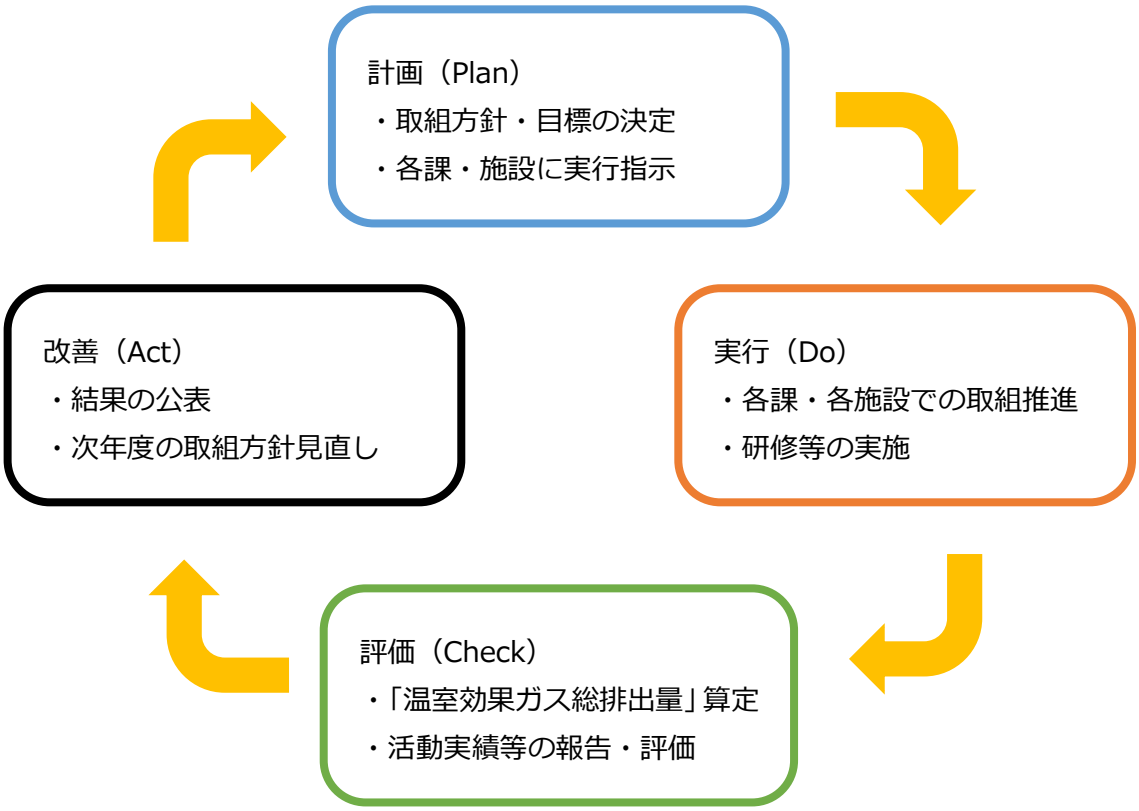


図 7　毎年の PDCA イメージ

(3) 進捗状況の公表

実行計画の進捗状況は、当事務組合のホームページで毎年公表します。